

白老町環境町民会議運営規約

平成20年7月 5日 制定
平成28年5月20日 一部改正
平成29年5月11日 一部改正
平成30年5月11日 一部改正
令和 2年5月19日 一部改正

1 目 的

この会議は、白老町の環境の保全や創造に取り組んでいる、または、これから取り組もうとする町民、団体、事業者が連携を図り、それぞれが持つ情報や意見を交換することにより、各会員の自主的な活動をさらに活発にし、よりよい白老町の環境の保全と創造を目的とします。

2 名称及び事務局

この会議を、白老町環境町民会議（以下「環境町民会議」といいます。）といい、事務局を白老町町民まちづくり活動センターに置きます。

3 活 動

環境町民会議の活動は次のとおりとし、当面、地球温暖化防止を共通の目標として取り組んでいきます。

- ・ 環境に関する情報や意見の交換を行います。
- ・ 環境保全活動などを促進し、あわせて普及啓発を行います。
- ・ 町の環境政策に対して、意見や環境情報の提供などを行います。
- ・ そのほか、よりよい白老町の環境の保全と創造に係る事業を行います。

4 会員及び組織

会員及び組織は、次のとおりとします。

- (1) 環境町民会議は、会員によって構成されます。
 - (2) 次のいずれかに該当する個人・団体は会員になれます。
- ・ 環境保全・創造などの活動を実践又は今後取り組もうとしている町民、町民団体又は事業者等
 - ・ 環境保全に係る行政機関
- (1) 環境町民会議は、必要に応じて自然環境、生活環境、リサイクル、環境教育、環境

ビジネス、エネルギー等の部会を設置することができます。

5 役 員

役員の数及び役割は、次のとおりとします。

- (1) 環境町民会議に会長1名、副会長若干名、監事2名を置き、互選により決定します。
- (2) 会長は、環境町民会議を代表します。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、必要な場合に会長の職務を代行します。
- (4) 役員任期は2年とします。ただし、再任も認められます。

6 会 議

会議は、次のとおりとします。

- (1) 会議は、全体会議のほかに、必要に応じて部会及び部会長会議を設置することがあります。
- (2) 会長は、環境町民会議の全体会議の議長となります。

7 会 費

環境町民会議の会費は、無料とします。ただし、環境町民会議が行う活動などに費用がかかる場合は、その都度検討します。

8 雑 則

この運営規約に定めるもののほか、町民会議の運営に必要な事項は別に会長が定めます。

附 記

- 1 この規約は、平成20年7月5日の設立総会において決定しました。
- 2 この会議は、平成20年7月5日に設立し発足しました。
- 3 この規約を平成28年5月20日の全体会議において、次のとおり改正しました。
(「2名称及び事務局」の事務局を「しらおい町民活動サポートセンター」に変更する。)
- 4 この規約を平成29年5月11日の全体会議において、次のとおり改正しました。
(「5役員」中の「副会長2名」を「副会長若干名」に変更する。)
- 5 この規約を平成30年5月11日の全体会議において、次のとおり改正しました。
(「5役員」中の「副会長若干名」の次に「監事2名」を加える。)
- 6 この規約を令和2年5月19日の全体会議において、次のとおり改正しました。
(「2名称及び事務局」の事務局を「白老町町民まちづくり活動センター」に改める。)